

令和2年12月14日 開会

令和2年 月 日 閉会

令和2年

第4回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和２年 第４回別海町議会定例会提出議案

議 案 番 号	目 次	頁
議案第９１号	令和２年度別海町一般会計補正予算	１
議案第９２号	令和２年度別海町下水道事業特別会計補正予算	２
議案第９３号	令和２年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	３
議案第９４号	令和２年度町立別海病院事業会計補正予算	４
議案第９５号	令和２年度別海町水道事業会計補正予算	５
議案第９６号	別海町合葬墓設置及び管理に関する条例の制定について	６
議案第９７号	別海町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について	９
議案第９８号	別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	１１
議案第９９号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	１３
議案第１００号	工事請負契約の締結について	１５
議案第１０１号	工事請負契約の締結について	１６
議案第１０２号	公の施設に係る指定管理者の指定について	１７
議案第１０３号	公の施設に係る指定管理者の指定について	１８
議案第１０４号	公の施設に係る指定管理者の指定について	２０
議案第１０５号	公の施設に係る指定管理者の指定について	２１
議案第１０６号	公の施設に係る指定管理者の指定について	２２
議案第１０７号	公の施設に係る指定管理者の指定について	２３
議案第１０８号	公の施設に係る指定管理者の指定について	２４
議案第１０９号	公の施設に係る指定管理者の指定について	２５
議案第１１０号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	２６
同意第３０号	別海町教育委員会委員の任命について	４６
報告第１６号	専決処分の報告について	４７

議案第 9 1 号

令和 2 年度別海町一般会計補正予算

令和 2 年度別海町一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 9 2 号

令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算

令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 9 3 号

令和 2 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 2 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 9 4 号

令和 2 年度町立別海病院事業会計補正予算

令和 2 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 9 5 号

令和 2 年度別海町水道事業会計補正予算

令和 2 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 96 号

別海町合葬墓設置及び管理に関する条例の制定について

別海町合葬墓設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 2 年 12 月 14 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町合葬墓設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、別海町合葬墓の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 合葬墓 一つの墳墓に複数の焼骨を埋蔵する施設をいう。

(2) 焼骨 火葬後の遺骨をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において使用する用語の例による。

(名称及び位置)

第 3 条 合葬墓の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 別海町合葬墓

(2) 位置 別海町別海402番地1 ベつかい霊園内

(使用資格)

第4条 合葬墓を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 焼骨を埋蔵しようとする場合は、別海町墓地条例（平成3年別海町条例第7号）第2条に規定する墓地（以下「町営墓地」という。）を使用していない者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、焼骨を改葬しようとする場合を除くものとする。

ア 別海町に住所又は本籍を有している者

イ 別海町に住所又は本籍を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者

(2) 焼骨を改葬しようとする場合は、次のいずれかに該当する者。ただし、町営墓地を使用している者にあつては、当該墓地区画を返還する者に限る。

ア 別海町に住所又は本籍を有している者

イ 別海町内に所在する墓地又は納骨堂に埋蔵等されている焼骨を合葬墓に改葬しようとする者

(3) 町長が特別の理由があると認める者

(使用許可)

第5条 合葬墓を使用しようとする者は、あらかじめ申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の使用の許可をしたときは、使用許可証を交付するものとする。

(使用料)

第6条 前条第2項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げるところにより、合葬墓使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は町長が特に必要と認めた者については、合葬墓使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の合葬墓使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(焼骨の返還)

第9条 町長は、合葬墓へ焼骨が埋蔵された後は、焼骨の返還の求めに応じないものとする。

(使用許可の取消し等)

第10条 使用許可を受けた場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても町は賠償の責めを負わない。

(1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(損害負担)

第11条 使用者が故意又は過失により合葬墓を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 埋蔵行為及び埋蔵後の焼骨に起因する損害等については、町は賠償の責めを負わない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

使用者区分	合葬墓使用料
別海町に住所を有している者	焼骨1体 10,000円 ただし、改葬に限り、申請1件の上限額は50,000円とする。
別海町に住所を有していない者	焼骨1体 16,000円 ただし、改葬に限り、申請1件の上限額は80,000円とする。

議案第 97 号

別海町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

別海町債権管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 12 月 14 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町債権管理条例の一部を改正する条例

別海町債権管理条例（平成 27 年別海町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改め、同項中「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 2 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応す

る延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第98号

別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

別海町後期高齢者医療に関する条例（平成20年別海町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 99 号

別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

別海町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 12 月 14 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町介護保険条例の一部を改正する条例

別海町介護保険条例（平成 12 年別海町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 6 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第100号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 中西別上風連線改良舗装工事 |
| 2 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 268,950,000円
(内消費税及び地方消費税額 24,450,000円) |
| 4 契約の相手方 | 野付郡別海町別海常盤町5番地
高玉建設工業株式会社
代表取締役社長 高玉 哲朗 |

議案第101号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 根室中部3号主要幹線改良舗装工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 145,860,000円
(内消費税及び地方消費税額 13,260,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町別海130番地の18
寺井建設株式会社
代表取締役 寺井 範男 |

議案第102号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町マルチメディア館
- (2) 所 在 地 別海町別海旭町47番地1

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町別海旭町48番地1
- (2) 名 称 株式会社 オーレンス
- (3) 代表者名 代表取締役 高 橋 武 靖

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第103号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町地域情報通信施設
- (2) 所 在 地 別紙のとおり

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町別海旭町48番地1
- (2) 名 称 株式会社 オーレンス
- (3) 代表者名 代表取締役 高 橋 武 靖

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(別紙)

公の施設の所在地

番 号	設 置 場 所	構 成 設 備	
		基 地 局 通信設備	中 継 局 通信設備
1	別海町別海常盤町280番地	2	
2	別海町別海64番地34	3	
3	別海町別海174番地	4	1
4	別海町奥行19番地12	3	1
5	別海町中春別179番地41	3	1
6	別海町中春別235番地8	3	1
7	別海町中西別178番地4	4	1
8	別海町中西別289番地6	2	1
9	別海町上春別114番地3	2	1
10	別海町上春別栄町44番地	3	1
11	別海町豊原17番地87	3	1
12	別海町美原49番地19	3	1
13	別海町西春別302番地1	1	1
14	別海町西春別322番地19	3	1
15	別海町西春別駅前錦町254番地	3	1
16	別海町西春別幸町53番地	3	1
17	別海町大成66番地7	3	1
18	別海町泉川71番地4	2	1
19	別海町上風連174番地39	3	1
20	別海町本別海2番地113	2	1
21	別海町尾岱沼潮見町102番地	3	1

議案第104号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

(1) 名 称 別海町ケアハウスみどり野

(2) 所 在 地 別海町別海寿町51番地

2 指定管理者

(1) 住 所 別海町別海西本町36番地

(2) 名 称 社会福祉法人 別海町社会福祉協議会

(3) 代表者名 会長 山 口 長 伸

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第105号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 西春別デイサービスセンター
- (2) 所 在 地 別海町西春別駅前曙町9番地3

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町別海緑町116番地9
- (2) 名 称 道東あさひ農業協同組合
- (3) 代表者名 代表理事組合長 原 井 松 純

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第106号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町高齢者生活ハウス
- (2) 所 在 地 別海町西春別駅前曙町9番地3

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町別海緑町116番地9
- (2) 名 称 道東あさひ農業協同組合
- (3) 代表者名 代表理事組合長 原 井 松 純

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第107号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町酪農研修牧場
- (2) 所 在 地 別海町西春別347番地63

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町西春別347番地63
- (2) 名 称 有限会社 別海町酪農研修牧場
- (3) 代表者名 代表取締役社長 佐 藤 次 春

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第108号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町営畜牛育成牧場
- (2) 所 在 地 別海町中西別44番地11

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町西春別347番地63
- (2) 名 称 有限会社 別海町酪農研修牧場
- (3) 代表者名 代表取締役社長 佐 藤 次 春

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第109号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町資源循環センター
- (2) 所 在 地 別海町中西別108番地2

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町中西別108番地2
- (2) 名 称 別海バイオ株式会社
- (3) 代表者名 代表取締役 林 武 雄

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第110号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき走古丹、尾岱沼、中春別、豊原、中西別、床丹、大成、泉川、美原、本別、上風連、上春別、本別海、奥行及び西春別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町走古丹辺地
(辺地の人口 170人、面積 6.5km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町走古丹

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町走古丹2番地98

(3) 辺地度点数

330点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を効率的に進める必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から令和2年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
下水道 (特定環境保全下水道事業)	別海町	59,000		59,000	29,500
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	(16,900) 0	(11,400) 0	(5,500) 0	(5,500) 0
合 計		(75,900) 59,000	(11,400) 0	(64,500) 59,000	(35,000) 29,500

総合整備計画書

(第5次変更)

北海道別海町尾岱沼辺地
(辺地の人口 1,466人、面積 29.4km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町尾岱沼・尾岱沼潮見町・尾岱沼港町・尾岱沼岬町

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町尾岱沼港町155番地1

(3) 辺地度点数

122点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

下水道～施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。

生活バス～本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、車両の更新を計画的に進める必要がある。

へき地集会室～本施設は建設から35年が経過し、老朽化が進んでいる。学校管理運営上及び地域住民の活動の基点として重要な施設であるため、改修を行う必要がある。

消防施設～災害等より住民の安全を守るため、消防施設の計画的な整備を行う必要がある。

経営近代化施設～施設の老朽化に伴う稼働停止は本町の産業に重大な影響を及ぼすため、改修・更新を行う必要がある。また、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

観光レク施設～本施設内の宿泊棟は設置から23年が経過し、老朽化が進んでいる。自然景観を求め本町を訪れる観光客へ快適な宿泊環境を提供するため、改修を行う必要がある。

電気通信施設～現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
下 水 道 (漁業集落排水事業)	別 海 町	23,000	11,500	11,500	11,500
生 活 バ ス (地域生活バス購入事業)	別 海 町	35,000		35,000	35,000
へ き 地 集 会 室 (小学校校舎等改修事業)	別 海 町	97,450	24,442	73,008	56,800
消 防 施 設 (高規格救急車購入事業)	別 海 町	42,765		42,765	42,700
経 営 近 代 化 施 設 (ウニ種苗育成センター改修事業外1事業)	別 海 町 北海道農業公社	207,679	12,921	194,758	194,600
観 光 レ ク 施 設 (尾岱沼ふれあいキャンプ場改修事業)	別 海 町	20,700		20,700	20,700
電 気 通 信 施 設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	(76,500) 0	(51,500) 0	(25,000) 0	(25,000) 0
合 計		(503,094) 426,594	(100,363) 48,863	(402,731) 377,731	(386,300) 361,300

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町中春別辺地
(辺地の人口 947人、面積 125.2km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町中春別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町中春別西町3番地1

(3) 辺地度点数

109点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。中春別東町本通中通線(L=120m W=5.0m)
- 集会施設～ 住民の交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、建築から相当年数が経過し老朽化が著しいため、改修を実施し、延命化を図る必要がある。
- 下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。
- 産業道路～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。東富岡地区(L=1,033m W=4.0m)、平成地区(L=3,798m W=5.5m)
- 産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。平和地区(L=906m W=4.0m)
- 経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。
- 電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交 通 道 路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別 海 町	38,200	19,833	18,367	18,200
集 会 施 設 (地域会館等整備事業)	別 海 町	15,700		15,700	13,900
下 水 道 (農業集落排水事業)	別 海 町	166,000	83,000	83,000	41,500
産 業 道 路 (東富岡地区基盤整備促進事業外1事業)	北 海 道 別 海 町	295,668	215,095	80,573	77,800
産 業 農 林 道 (平和地区農道整備事業)	北 海 道	64,000	49,600	14,400	14,300
経 営 近 代 化 施 設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	327,548	307,894	19,654	19,400
電 気 通 信 施 設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	(325,800) 0	(219,400) 0	(106,400) 0	(106,400) 0
合 計		(1,232,916) 907,116	(894,822) 675,422	(338,094) 231,694	(291,500) 185,100

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町豊原辺地
(辺地の人口 283人、面積 51.6km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町豊原

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町豊原29番地38

(3) 辺地度点数

259点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。
豊原南地区(L=4,034m W=4.0m)

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別海町	57,500	6,835	50,665	50,500
産業農林道 (豊原南地区農道整備事業)	北海道	68,700	53,242	15,458	15,400
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	135,303	127,184	8,119	8,000
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	(134,290) 0	(90,490) 0	(43,800) 0	(43,800) 0
合 計		(395,793) 261,503	(277,751) 187,261	(118,042) 74,242	(117,700) 73,900

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町中西別辺地
(辺地の人口 633人、面積 136.2km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町中西別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町中西別本町18番地

(3) 辺地度点数

126点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。中西別上風連線(L=5,605m W=5.5m)、中西別緑町1条通線(L=140m W=4.0m)

産業道路～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。北中西別地区(L=2,048m W=4.0m)

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外2事業)	別海町	1,417,123	970,518	446,605	444,300
産業道路 (北中西別地区農道整備事業)	北海道	274,100	137,050	137,050	137,000
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	124,800	117,312	7,488	7,300
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	(354,400) 0	(238,610) 0	(115,790) 0	(115,700) 0
合 計		(2,170,423) 1,816,023	(1,463,490) 1,224,880	(706,933) 591,143	(704,300) 588,600

総合整備計画書

(第3次変更)

北海道別海町床丹辺地
(辺地の人口 261人、面積 46.1km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町床丹

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町床丹5番地101

(3) 辺地度点数

227点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

通学バス～ 本辺地から野付小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
電気通信施設 (地域情報通信施設整備事業外1事業)	別 海 町	(126,900) 6,900	(80,800) 0	(46,100) 6,900	(46,100) 6,900
通 学 バ ス (スクールバス購入事業)	別 海 町	10,600	3,770	6,830	6,800
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	44,746	42,061	2,685	2,600
合 計		(182,246) 62,246	(126,631) 45,831	(55,615) 16,415	(55,500) 16,300

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町大成辺地
(辺地の人口 179人、面積 28.6km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町大成

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町大成33番地5

(3) 辺地度点数

250点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装及び防雪柵設置の必要がある。大成零号地区(L=3,739m W=4.0m)、東柏野地区(L=2,220m W=4.0m)、大成53線地区(L=932m W=4.0m)、大成55線地区(L=570m W=4.0m)、南1号地区(防雪柵設置)

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別海町	29,000	18,022	10,978	10,800
産業農林道 (大成零号地区農道整備事業外4事業)	北海道 別海町	778,400	515,847	262,553	262,100
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	(74,400) 0	(50,100) 0	(24,300) 0	(24,300) 0
合 計		(881,800) 807,400	(583,969) 533,869	(297,831) 273,531	(297,200) 272,900

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町泉川辺地
(辺地の人口 317人、面積 58.7km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町泉川

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町泉川107番地52

(3) 辺地度点数

191点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。北栄西地区(L=2,100m W=4.0m)

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別 海 町	10,000	6,214	3,786	3,700
産業農林道 (北栄西地区基盤整備促進事業)	別 海 町	160,000	74,250	85,750	85,100
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	(152,800) 0	(102,900) 0	(49,900) 0	(49,900) 0
合 計		(322,800) 170,000	(183,364) 80,464	(139,436) 89,536	(138,700) 88,800

総合整備計画書

(第3次変更)

北海道別海町美原辺地
(辺地の人口 274人、面積 66.0km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町美原

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町美原66番地24

(3) 辺地度点数

213点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 整備後30年以上が経過し、舗装の劣化が著しいことから安全な通行及び生産物の搬出に対処するため舗装の打換えが必要である。また、橋梁の補修を実施し延命化を図る必要がある。別海床丹港線(L=1,680m W=5.5m)

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別海町	240,031	43,257	196,774	196,600
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	141,697	133,194	8,503	8,400
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	(171,800) 0	(115,700) 0	(56,100) 0	(56,100) 0
合 計		(553,528) 381,728	(292,151) 176,451	(261,377) 205,277	(261,100) 205,000

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町本別辺地
(辺地の人口 147人、面積 28.3km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町本別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町本別50番地33

(3) 辺地度点数

196点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

通学バス～ 本辺地から上西春別小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。本別誘導線(L=5,475m W=5.5m)

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
通学バス (スクールバス購入事業)	別海町	11,796	3,680	8,116	8,000
交通道路 (本別誘導線整備事業外1事業)	別海町	551,846	330,939	220,907	218,800
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	(73,600) 0	(49,600) 0	(24,000) 0	(24,000) 0
合 計		(637,242) 563,642	(384,219) 334,619	(253,023) 229,023	(250,800) 226,800

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町上風連辺地
(辺地の人口 386人、面積 119.7km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上風連

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上風連174番地44

(3) 辺地度点数

148点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。
開南地区(L=3,030m W=4.0m)、上風連北地区(L=2,196m W=4.0m)、根室中部7号支線地区(L=220m W=4.0m)、開南北第1地区(L=630m W=4.0m)、開南北第2地区(L=300m W=4.0m)

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別海町	66,110	40,723	25,387	25,200
産業農林道 (開南地区農道整備事業外4事業)	北海道 別海町	979,200	694,314	284,886	283,400
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	(311,500) 0	(209,800) 0	(101,700) 0	(101,700) 0
合 計		(1,356,810) 1,045,310	(944,837) 735,037	(411,973) 310,273	(410,300) 308,600

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町上春別辺地
(辺地の人口 806人、面積 101.1km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上春別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上春別南町6番地1

(3) 辺地度点数

146点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。上春別原野54線 (L=4,450m W=4.0m)
- 生活バス～ 本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、適切に車両の更新を進める必要がある。
- 通学バス～ 小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。
- 下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。
- 産業道路～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。上西別地区 (L=547m W=4.0m)、恩根内地区 (L=1,096m W=4.0m)
- 産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。大成零号地区 (L=3,738m W=4.0m)
- 電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交 通 道 路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別 海 町	341,900	44,905	296,995	296,700
生 活 バ ス (地域生活バス購入事業)	別 海 町	27,620		27,620	27,400
通 学 バ ス (スクールバス購入事業)	別 海 町	21,789	3,680	18,109	17,000
下 水 道 (農業集落排水事業)	別 海 町	163,200	81,600	81,600	40,700
産 業 道 路 (上西別地区基盤整備促進事業外2事業)	北 海 道 別 海 町	244,250	151,565	92,685	90,900
産 業 農 林 道 (大成零号地区農道整備事業)	北 海 道	646,000	500,650	145,350	145,200
電 気 通 信 施 設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	(263,100) 0	(177,200) 0	(85,900) 0	(85,900) 0
合 計		(1,707,859) 1,444,759	(959,600) 782,400	(748,259) 662,359	(703,800) 617,900

総合整備計画書

(第3次変更)

北海道別海町本別海辺地
(辺地の人口 239人、面積 24.3km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町本別海

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町本別海1番地56

(3) 辺地度点数

211点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。
桜ヶ丘地区(L=2,540m W=5.5m)、根室中部16号幹線地区(L=1,490m W=5.5m)

下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別 海 町	14,712	8,315	6,397	6,300
産業農林道 (桜ヶ丘地区農道整備事業外1事業)	北 海 道	661,221	445,621	215,600	215,400
下水道 (漁業集落排水事業)	別 海 町	70,520	35,256	35,264	17,600
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	(63,240) 0	(42,540) 0	(20,700) 0	(20,700) 0
合 計		(809,693) 746,453	(531,732) 489,192	(277,961) 257,261	(260,000) 239,300

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町奥行辺地
(辺地の人口 145人、面積 62.5km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町奥行

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町奥行16番地22

(3) 辺地度点数

187点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

産業近代化～ 農業経営の近代化を図るため、安定した用水の供給が必要である。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から令和2年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
産業近代化 (環境保全型かんがい排水事業)	国	3,942,654	3,855,753	86,901	86,900
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	(162,600) 0	(109,500) 0	(53,100) 0	(53,100) 0
合 計		(4,105,254) 3,942,654	(3,965,253) 3,855,753	(140,001) 86,901	(140,000) 86,900

総合整備計画書

(第5次変更)

北海道別海町西春別辺地
(辺地の人口 2,751人、面積 152.5km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町西春別・西春別昭栄町・西春別本久町・西春別宮園町・
西春別清川町・西春別幸町・西春別駅前寿町・西春別駅前錦町・
西春別駅前栄町・西春別駅前西町・西春別駅前柏町・西春別駅前曙町

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町西春別駅前錦町39番地

(3) 辺地度点数

104点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。西春別駅前西町3条通西線 (L=140m W=4.0m)
- 生活バス～ 本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、車両の更新を計画的に進める必要がある。
- 集会施設～ 住民がコミュニティ活動・交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、老朽化が著しく利用に支障を来しているため、町内会が実施する施設整備に対し支援を行う必要がある。
- 産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。西和地区(改良L=509m、舗装L=1,894m W=4.0m) 協和第1地区(調査設計・用地確定測量・改良・舗装L=510m W=4.0m) 北栄地区(L=2,570m W=4.0m)
- 下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。
- 電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交 通 道 路 (橋梁長寿命化補修事業外2事業)	別 海 町	352,328	199,350	152,978	152,800
生 活 バ ス (生活バス購入事業)	別 海 町	32,469		32,469	32,300
集 会 施 設 (振興奨励地区会館等整備事業)	別 海 町	3,218		3,218	3,200
産 業 農 林 道 (西和地区基盤整備促進事業外2事業)	北 海 道 別 海 町	447,357	287,558	159,799	157,900
下 水 道 (農業集落排水事業)	別 海 町	201,000	92,500	108,500	54,100
電 気 通 信 施 設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	(396,850) 0	(267,250) 0	(129,600) 0	(129,600) 0
合 計		(1,433,222) 1,036,372	(846,658) 579,408	(586,564) 456,964	(529,900) 400,300

同意第30号

別海町教育委員会委員の任命について

次の者を別海町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|------------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町尾岱沼潮見町56番地の41 |
| 2 | 氏 名 | 鈴木 桃子 |
| 3 | 生年月日 | 昭和59年10月31日 |
| 4 | 任 期 | 令和3年2月16日から令和7年2月15日まで |

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月14日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月2日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和2年3月5日議案第38号により議決を経て締結、令和2年8月11日に専決処分した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「258,709,000円（内消費税及び地方消費税額23,519,000円）」を「260,766,000円（内消費税及び地方消費税額23,706,000円）」に改める。